

# 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の手続の手引きの一部改定について

## 改定の趣旨

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の手続の手引き」は、条例のあらましを説明しながら、条例及び規則に基づく手続、審査の根拠となる条文等について説明したものです。

今回の改定は、市民の皆様が、条例の全体の手続や、紛争調整の流れ、あっせん・調停を利用する際の手続などについてより具体的にイメージしやすくなるように、内容や文言を整理しました。

また、建築主が提出する図書の記載事項を明確化し、届出と横浜市の審査を円滑に進められるようにしました。

## 改定概要

現行項目		改正の概要	ページ	
			旧	新
1	手続きの流れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 手続フロー図を修正</li><li>・ 「開発調整条例の手続との関係について」の内容を9から移動</li><li>・ 標識と住民説明の表を表1として追加</li><li>・ 文言を整理</li></ul>	55・89-90	54-55
2	対象となる建築物について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 参考図2を削除</li><li>・ 文言を整理</li></ul>	56-57	56-57
3	標識の設置と設置届について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 標識の図を修正</li><li>・ 「開発調整条例の標識と兼ねる場合の標識について」9から移動</li><li>・ 表2を削除</li><li>・ 文言を整理</li></ul>	58-63	58-63
4	近隣住民等への計画の説明	<ul style="list-style-type: none"><li>・ フロー図を修正</li><li>・ 「近隣住民に説明する事項と提示図書」及びその記載内容を明確化</li><li>・ 「実日影図の作成にあたって」を10から移動し、表5を追加</li><li>・ 冬至日の日影データの倍率を修正</li><li>・ 説明会開催案内文の文例追加</li><li>・ 表4を削除</li><li>・ 表5を削除し、表4に統合。</li><li>・ 文言を整理</li></ul>	64-76	64-79
5	建築主の配慮事項について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 図を6に移動</li></ul>	77	80
6	工事中の措置及び電波障害対策について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 図を5から移動</li></ul>	78	81

項目		改正の概要	ページ	
			旧	新
7	近隣説明等報告書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロー図を追加</li> <li>・表6を削除し、表4に統合</li> <li>・表7を修正</li> <li>・記載例を修正</li> <li>・文言を整理</li> </ul>	79-86	82-89
8	紛争調整制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん・調停について内容を追加</li> <li>・ADRについて内容を追加</li> <li>・あっせん・調停の流れの図を削除し、紛争解決の流れを追加</li> <li>・紛争調整申出書・調停申出書・代表者選定届の記載例を追加</li> <li>・「9 専門家助言制度について」を新たに追加し内容を記載</li> <li>・文言を整理</li> </ul>	87-88	90-96
9	横浜市開発事業の調整等に関する条例との関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目を削除し、内容を「1 手続の流れ」に統合</li> </ul>	89-90	55
10	実日影図の作成にあたって	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目を削除し「4 近隣住民等への計画の説明」に統合</li> </ul>	91-92	67-69
11	計画変更等の手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目を「10 計画変更等の場合の手続」と修正</li> <li>・「変更届を提出する場合」を追加</li> <li>・「取下届・建築取りやめ届の標識写真の添付」を追加</li> <li>・文言を整理</li> </ul>	93	98

※詳細は以下のページから手引き本文をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/chukosojorei/tebikiikenkoubo.html>

## 施行予定日

令和3年4月1日

## お問い合わせ

横浜市建築局情報相談課 電話 045-671-2350